

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健法関連事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐井村は、母子保健関連事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐井村長

## 公表日

令和8年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法関連事務
②事務の概要	本事務は、母子保健法(昭和40年3月18日法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、妊娠届出の受理、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導及び健康診査、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進に関する事務を行う。
③システムの名称	健康管理ファイル 母子管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一49の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号別表第 第66の2項 第69の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2. 母子保健法第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐井村役場福祉健康課
②所属長の役職名	福祉健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 0175-38-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 0175-38-2111
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当職員のみにより対応しており、人手を介しての事務は無い。また、人為的ミスの無いよう、二重・三重のチェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	随時による研修等への参加を徹底しし、職員の啓発に努めている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	IIしきい値判断項目/1. 対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人か/いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	最新期日の更新により
令和8年3月10日	IIしきい値判断項目/2. 取扱者数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	最新期日の更新により
令和8年3月10日	VIリスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断根拠		担当職員のみにより対応しており、人手を介しての事務は無い。 また、人為的ミスの無いよう、二重・三重のチェックを行っている。	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か		十分である	事後	新様式対応
令和8年3月10日	VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か/判断の根拠		随時による研修等への参加を徹底しし、職員の啓発に努めている。	事後	新様式対応